

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本県では、昭和56年に県歯科保健計画を策定し、30年以上にわたり、生涯を通じた歯科保健施策を総合的に推進してきました。特に子どものむし歯予防対策には、地域、歯科医師会、行政が一丸となって取り組み、本県の12歳児のむし歯数が全国最少となる等大きな成果をあげています。

平成20年には、全国に先駆けて、「新潟県歯科保健推進条例（以下「歯科保健推進条例」という。）」が議員提案により制定されました。その後、「歯科口腔保健の推進に関する法律」が制定されたことを受け、法律との整合性を図るために、平成24年10月に条例の一部が改正され、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりの一層の推進が求められています。

歯科保健推進条例の特徴として、県は市町村歯科保健計画の策定を支援することとしており、その結果、歯科保健計画を策定している市町村は条例制定前の3市町村から、平成28年には全30市町村と増加し、市町村における歯科保健対策が推進されてきました。また、国の「経済財政運営と改革の基本方針」においては、平成29年以降、生涯を通じた歯科健診の充実や、国民全体への口腔機能管理の推進、かかりつけ歯科医の普及等について示されており、歯科口腔保健の重要性はますます高まっています。

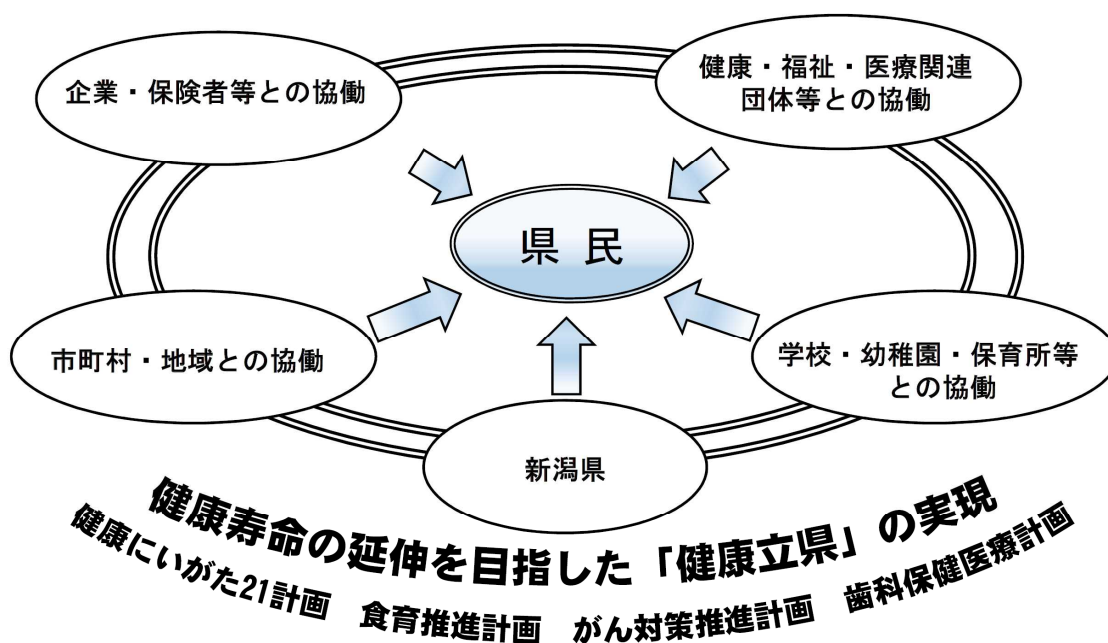
一方で、県においては、青少年期以降の望ましい口腔衛生習慣が定着していないことや、オーラルフレイルへの対策、高齢化の更なる進行を見据えた在宅歯科医療提供体制の整備、障害児（者）等に対する歯科保健医療の実施体制の整備など、取り組むべき課題が見られます。今後も市町村への必要な支援を引き続き行うとともに、国の動向を踏まえた歯科保健施策の推進が必要と考えます。

このたび、計画期間が終期を迎えますが、県民一人一人が生涯にわたり歯・口腔の健康を維持することは、健康寿命の延伸、ひいては本県が掲げる「健康立県」の実現に寄与するものと考え、「新潟県歯科保健医療計画（第5次）」を策定し、歯科保健推進条例の基本理念である「県民一人一人の歯・口腔の健康づくりが日常の中で習慣化され、将来の世代に伝えられること」の実現を目指し、本県の歯科保健医療施策を進めてまいります。

2 計画の位置づけ及び他計画との関係性

「歯科口腔保健の推進に関する法律」第13条並びに「新潟県歯科保健推進条例」第9条に定める県歯科保健医療計画として、また、本県の最上位計画や各種健康関連計画と整合性を有する個別計画です。

生涯にわたり歯・口腔の健康を維持するため、新潟県健康増進計画「健康にいがた21」、「新潟県食育推進計画」及び「新潟県がん対策推進計画」と整合性を図りながら、企業・保険者、健康・福祉・医療関連事業者、地域、学校等と協働し、望ましい生活習慣の定着、促進に取り組みます。



3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和6年度までの4か年計画とし、毎年度の進行管理を行うとともに、必要に応じて見直しを行います。

なお、第4次計画で設定していた令和4年度までの長期目標についても継続して管理を行い評価することとします。

《参考：これまでの県歯科保健医療計画》

昭和56年～平成2年	むし歯半減10か年運動（第1次計画）
平成3年～平成12年	ヘルシースマイル2000プラン（第2次計画）
平成13年～平成24年	ヘルシースマイル21（第3次計画）
平成25年～令和2年 （平成29年改定）	ヘルシースマイル21（第4次計画）